

会員規約

株式会社シューティングスター（以下「当社」といいます。）は、その管理・運営する会員制コミュニティサービス「SHOOTING STAR CLUB」（以下「本クラブサービス」といいます。）の利用に関し、当社と会員との間の権利義務関係等を次のとおり定めます。

第1条 目的

会員は、本会が「既存の枠を超えてアイデアを創出し互いのビジネスを発展させる」「心身の健康維持・増進を図ると共にメンバー相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイする」「様々な企業、自治体、学校、個人等と手を取り合って社会課題を解決する」ことを目的としていることを理解し、当社や他会員に可能な限り協力し、本クラブの活性化や各コミュニティづくりに寄与するものとします。

第2条 会員制度

入会を希望する方は、本規約に従い、当社との間で会員契約を締結することで、会員として本クラブサービスを利用することができるものとします。

第3条 会員種別等

1. 会員は、法人会員・協賛会員・個人会員・学生会員に区分され、申込した会員種別に応じてサービス内容・呼称が異なります。なお、法人会員については、その規模等に応じて、当該法人を対象とするもの及びその申込み数を選択するものとします。
2. 法人会員は、その会員となった法人の役員、従業員及び構成員等のうち常勤の方（以下「役員等」といいます。）の中から、本クラブサービスを利用することのできる方（以下「法人会員利用者」といいます。）を指定することができます。ただし、法人会員利用者として指定することのできる人数は、1口当たり100名を上限とします。

第4条 入会資格

会員として入会できる方は、次の各号の項目を全て満たす方とします。

- (1) 本規約を承認・遵守する方。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）でない方。又、将来に渡りこれに該当しないことを自ら保証する方。
- (3) 入会の際、氏名、住所等が記載された本人確認書類を提示できる方（ただし法人会員は除きます。）
- (4) 過去に本クラブサービスで除名処分を受けた事や、除名処分に該当する行為を行った事がない方。ただし、当社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方は除きます。

(5) その他、当社が入会を相応しいと判断した方。

第5条 入会

1. 入会を希望する方は、本規約に同意し、当社が定める申込み方法により、会員プランの選択と必要事項を入力した上で会員契約の申込みを行うものとします。
2. 当社は、前号の申込みを受けた場合、入会審査を行い、自由な裁量により、その申込みを承諾または拒否することができるものとします。なお、第1条に定める目的以外で本クラブサービスを利用し、または第16条第1項各号に定める事由が生じる恐れがあると認められる方からの申込みについては、当社は入会を承諾いたしません。
3. 前号に定める承諾を受けた方を、本会の会員とします。
4. 入会日は、第2項の定めによって当社が申込みを承諾した日とします。

第6条 契約期間

1. 本サービスの契約期間は、別途当社が定めるとおりとします。
2. 法人会員が、第2項により更新される契約について会員プランの変更を希望する場合には、変更する月から1ヶ月前までに当社に対して会員プランの変更を希望する旨申し出ることとします。

第7条 会費

1. 本サービスの会費は、別途当社が定めるとおりとします。
2. 会員は、当社が指定する方法によって、会費を当社に支払うものとします。
3. 当社は、会員より支払い済みの会費を、原則として返金しないものとします。
4. 学生会員は、会費を負担することはありません。
5. 会員は、サービス案内で定められた会費を、当社が指定する期日に支払う事に同意するものとします。また、これらの支払にかかる消費税や振込手数料は会員の負担とします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸費用に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとします。
6. 当社は、運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、本規約（サービス案内を含みます。）を変更することにより、会員プランを改廃し、または会費の金額を変更することができるものとします。この場合、当社は、その改廃または変更について、本ホームページ等への掲載により会員に告知することとします。
7. 当社は、会費を滞納している法人会員に対し、本施設の利用を禁止・制限するとともに、除名処分等を行う場合があります。この場合であっても、会員は、未払い分の会費の支払義務を免れないものとします。なお、会費の支払の滞納が会費の月額額の5ヶ月分相当に達したときは、当社は、会費の回収を債権回収業者へ委託するものとします。

第8条 本クラブサービスの利用

会員は、会員種別に従い、本クラブサービスを利用することができます。

第9条 マッチングサービスの提供

1. 当社は会員等が、事業創出するに当たり他の会員等と協働することを希望する場合、会員等の所属、スキル、実績等を踏まえ、希望する会員等と、本サービス提供者が適切と判断した他の会員等とを仲介するサービス（以下「マッチングサービス」といいます。）を提供します。
2. 当社は、マッチングサービスの提供に当たり、会員等の氏名、所属先、電子メールアドレス、興味関心、スキルに係る情報を、他の会員等に対して提供することがあります。
3. 当社が、前項のとおり情報を提供する場合には、あらかじめ提供の対象となる情報に係る会員等か書面または電子メールによる同意を取得することとします。

第10条 遵守事項

会員は、本クラブサービスの利用にあたり、次の各号の事項をあらかじめ承諾し、遵守するものとします。

- (1) 他の会員と協調性をもって行動すること
- (2) 本規約ならびに各施設の指示を遵守すること

第11条 変更事項の届出等

1. 会員は、入会手続きの際に登録した内容（法人会員については、第3条第2項により指定した法人会員利用者に関する内容を含みます。）に変更があった場合、速やかに、当社に対し変更届出を行うものとします。その後に変更があった場合も同様とします。
2. 法人会員が提供する施設情報を変更する場合、当社に対し、その変更内容をお申し出いただくとともに、変更届を提出するものとします。その後に変更があった場合も同様とします。
3. 会員が連絡先の変更を怠り、確認を怠ったことにより会員に損害が発生しても、当社は損害を賠償する責任を負わないものとします。

第12条 守秘義務

会員及び法人会員利用者は、秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密情報を公表、漏洩、第三者へ開示してはならないこととします。

第13条 会員資格喪失

会員が次の各号の事由に該当する場合、当社は、当該会員の会員資格を喪失させることがあります。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 個人会員が死亡したとき
- (4) 会員について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始の申立てがあったとき
- (5) 当社が本クラブサービスを閉鎖したとき

第 14 条 法人会員利用者の資格喪失

法人会員利用者は、次の各号の事由に該当する場合、法人会員利用者の資格を喪失します。

- (1) 第 3 条第 2 項により当該法人会員利用者を指定した法人会員が会員資格を喪失したとき
- (2) 前項の法人会員が、第 11 条第 1 項により法人会員利用者を変更したとき

第 15 条 退会

1. 法人会員が退会を希望する場合、所定の「退会届」を当社に提出するものとします。
2. 退会日は、本サービス提供者が退会届を受領した日の翌々月末日とします。
3. 本サービス提供者は、退会届を受領した後、速やかに、退会届を提出した会員に対し、書面または電子メールにより、退会届を受領した旨を通知します。なお、退会届を提出した会員であっても、退会届の受領日から退会日までの期間は、会員としての資格に変更はなく、引き続き本クラブサービスをご利用いただけるものとします。ただし、本クラブサービスを利用しない場合でも会費の返金を行わないものとします。

第 16 条 会員の除名等

1. 会員及び法人会員利用者が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社は、当該会員又はその法人会員利用者を指定した法人会員の資格停止処分、除名処分等の必要な処分を行うことができます。
 - (1) 会員及び法人会員利用者が本規約を遵守しない場合
 - (2) 会員及び法人会員利用者が利用規約第 18 条に定める禁止事項に該当する行為を行った場合
 - (3) 会員及び法人会員利用者が当社の従業員の指示に従わない場合
 - (4) 会員及び法人会員利用者が当社を故意または過失により毀損した場合
 - (5) 会員及び法人会員利用者が、当社の信頼を著しく失墜させる行為をした場合
 - (6) 法人会員が会費の支払を怠った場合
 - (7) 会員及び法人会員利用者が登録情報に虚偽の内容を登録し、また登録情報に変更が生じたにもかかわらず速やかに届出をしない場合
 - (8) 会員及び法人会員利用者が本クラブサービス内において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、当社・会員及び他の利用者に不安を覚えさせる行為をしたとき、ま

または他の利用者の迷惑となる行為をした場合

- (9) 会員及び法人会員利用者に公序良俗に反する行為があったとき、またはそのような行為を助長するおそれがある場合
 - (10) 当社または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行った場合
 - (11) 会員及び法人会員利用者が法令に違反する行為をした場合
 - (12) 会員及び法人会員利用者が反社会的勢力の構成員または、これらの支配下にあるものと関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあると当社が判断した場合
2. 当社が前項の定めにより会員を除名した場合、当社は、会員に対し、損害賠償を請求することができることとします。

第17条 会員資格の譲渡、相続、貸与

会員及び法人会員利用者は、本規約により生じる会員又は法人会員利用者としての一切の権利義務（債権及び債務を含む。）の全部または一部について、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の用に供することができません。また、会員等としての地位はその会員等のみに専属するものであり、相続の対象になりません。ただし、相続開始時において、本規約に基づいて金銭債務等の一身専属的でない権利義務を負っていた場合にはこの限りではありません。

第18条 免責事項

1. 当社は、故意または過失ある場合を除き、次に掲げる事由により会員が被った損害について、その責を負わないこととします。ただし、当社に過失（重過失を除く）がある場合、当社は、会員に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。
 - (1) 地震、水害等の天変地異、感染症の拡大、火災、交通機関の乱れ、暴徒または盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故による損害
（データの滅失、毀損、または漏洩及びその結果発生する直接あるいは間接の損害を含みます。）
 - (2) 本施設の利用者その他の第三者により被った損害
 - (3) 本施設利用マニュアルによる適切な利用方法からの逸脱した利用により被った被害
 - (4) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守作業、修理・変更等に伴い生じた損害
2. 当社は、故意または重大な過失ある場合を除き、前項各号の事由により法人会員及び法人会員利用者が被った損害について、その責を負わないこととします。

第19条 反社会的勢力の排除等

1. 会員及び法人会員利用者は、当社に対し、次の各号の事項を表明し保証することとします。
 - (1) 自らが、反社会的勢力のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。
2. 前項のほか、会員及び法人会員利用者は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行

わないこと及び今後も行う予定がないことを表明し、保証することとします。

- (1) 本クラブサービスを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
- (2) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
- (3) 偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または当社の信用を毀損する行為。
- (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為。
- (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
- (6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為。

第20条 個人情報保護

1. 当社は、本施設の運営を円滑に行うために、会員等の氏名・名称、郵便番号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレスなどの情報を取得し、利用します。本クラブサービスでは、会員登録やイベント等の参加に際して取得した個人情報を、当社プライバシーポリシーに従い、適切かつ厳重に管理し、取り扱います。なお、会員等からの申し出である場合または会員等の同意がある場合には、イベント等の申込みや本クラブサービスの利用状況等の情報を会員等またはその同意を受けた方に開示する場合があります。
2. 当社は、第9条に定めるマッチングサービス提供の目的のため、事前に会員等の同意を得た上で、当社が管理する会員等の氏名、所属先、電子メールアドレス、興味関心、スキルに係る情報を、本サービス提供者が定める方法により、他の会員に開示することがあります。

第21条 特定電子メール送信の同意

1. 当社は、会員及び法人会員利用者から取得した電子メールアドレス宛てに、当社またはその関連会社並びに利用者またはその関係者の広告または宣伝のための電子メールを送信することがあります。
2. 会員等は、当社に対して電子メールアドレスを通知する場合、当社が前号の電子メールを送信することについて同意します。

第22条 規約の改定

1. 当社は、必要に応じて本規約の変更または新たに規則・注意事項などを定めることができるとし、会員に対し、当社が定める方法により、あらかじめその旨を告知または通知するものとします。
2. 前項の変更は、周知期間の経過により有効となるものとします。

第23条 優先適用

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先されることとします。

第 24 条 契約外事項

この契約に定めのない事項および契約事項の解釈に疑義が生じた場合は、法令その他の商習慣に従うほか、お互い誠意をもって協議し解決するものとする。

第 25 条 合意管轄裁判所

前項の協議が整わなかった場合、本規約に関する訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本規約に関して、日本国の法律に拘束されることに同意するものとします。

第 26 条 適用日

本規約は、2022年3月30日より適用します。